

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	六九〇
訓 令	六九〇
福 島 県 事 務 決 裁 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 則	六九〇
告 示	六九三
大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	六九三
大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件	六九四
保安林の指定をする予定である件	六九四
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	六九四
保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	六九五
道路の区域を変更する件	六九五

規 則

福島県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第七十八号

福島県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

福島県生活保護法施行細則（昭和五十四年福島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の二条を加える。

（進学準備給付金申請書）

第十七条 施行規則第十八条の九第一項の申請書は、進学準備給付金申請書（第二十一号様式）とする。

（進学準備給付金決定通知書）
第十八条 法第五十五条の五第一項の規定により進学準備給付金を支給するときは、進学準備給付金決定通知書（第二十二号様式）により通知する。
第二十号様式の次に次の二様式を加える。

第21号様式（第17条関係）

進 学 準 備 給 付 金 申 請 書

年 月 日

福島県 保健福祉事務局長

申請者
(大学等に進学する者)

住所又は居所

氏名

㊞

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 大学等に進学する者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 進学先
学校名 _____
- 4 進学後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
 大学等進学前の住宅と同じ
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）
 居住（予定）地 _____
- 5 関係書類
 - (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか（該当する□にチェックを入れてください。）
 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - (3) その他支給決定にあたり必要な書類
 ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
- 6 進学準備給付金振込先（大学等に進学する者の口座に限ります。）
 金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
 （該当する金融機関の種類に○をしてください。）
 支店名 _____ 支店（ゆうちょ銀行を除く）
 記号

--	--	--	--	--

 支店（ゆうちょ銀行のみ記載）
 預金種類 普通預金 当座預金
 （該当する□にチェックを入れてください。）
 口座番号

--	--	--	--	--	--	--

 （右に詰めて記載してください。）
 （カナ）
 口座名義人 _____
 ※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

第22号様式（第18条関係）

第 年 月 日

様

福島県 保健福祉事務所長 印

進学準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による進学準備給付金を、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給の可否
 支給
 不支給

- 2 進学準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法
支給額 円
支給日 年 月 日

- 3 不支給の場合、その理由

- 4 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

（教示）

- この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分についての1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定による通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

(社会福祉課)

訓 令

福島県訓令第十五号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年十二月十四日

本庁 機関
出先 機関

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程(昭和四十四年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。
別表第二の7の表農村整備総室の部農村計画課の項中1の(64)を1の(65)とし、1の(29)から1の(63)までを1の(30)から1の(64)までとし、1の(28)の次に次のように加える。

(29) 第87条の3第2項の規定による同意の徴収

附 則

この訓令は、平成三十年十二月十七日から施行する。

(行政経営課)

告 示

福島県告示第八百九十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成三十年十二月十四日から平成三十一年四月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十二月十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ヨークベニマル小名浜店 福島県いわき市小名浜愛宕町七番地一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名

称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社ヨークベニマル

代表者の氏名 代表取締役 真船 幸夫

住所 福島県郡山市朝日二丁目一八番二号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社ヨークベニマル

代表者の氏名 代表取締役 真船 幸夫

住所 福島県郡山市朝日二丁目一八番二号

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年七月三十一日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千六百九十八平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 九十二台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 五十台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 九十平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 十二・四立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前九時

(二) 閉店時刻 午後九時四十五分

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 六か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時
届出年月日

平成三十年十一月三十日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第八百九十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年十二月十四日から平成三十一年一月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南会津町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
グリーンパークたじま 福島県南会津郡南会津町田島字行司二一番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により南会津町から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第八百九十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年十二月十四日から平成三十一年一月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南会津町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
グリーンパークたじま 福島県南会津郡南会津町田島字行司二一番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により南会津町から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第八百九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次

のように保安林の指定をする予定である。

平成三十年十二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
相馬市蒲庭字狩野六八の三、六九の一、一〇六の一、一〇七、一一〇の一、一一一から一一三まで、一一四の一、一一七、一一八、一二〇の一、一二〇の三、一二一の一、一二一の五、一二一の七、字前迫四三の一、四四、四五、四六の一、四七、四八の一、四九、五〇の一、五一、五二、五四から五六まで、六七の一、六八の一、六九の一、七〇の一、七一、七二の一、七三、七四、七七、七九から八三まで、八四の一、八四の二、一〇七の一九から一〇七の二三まで、二九四の三
- 二 指定の目的
潮害の防備
- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年十二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
相馬郡新地町大字福田字一ツ滝五五の五、五五の三〇、七〇から七二まで
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、新地町森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年十二月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
- 芳賀亮悦 星克己 星清次 星治 野沢幸夫 黒川イ子ヨ 芳賀文一郎 星丑三
赤松政範 星光雄 芳賀長市 小山光吉 芳賀百作 星克己 芳賀文三 星了八
小山駒吉 小山盛 星初男 野澤幸夫 小山三吉 星十吉 赤松與助 星清次 平野定次
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成三十年農林水産省告示第二千三百六十六号)によること。
- (森林保全課)

福島県告示第八百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	-----	-----------------	-----------------	---------------

浪江線	南相馬市原町区三島町一丁目八八番一地先から同市原町区上町一丁目六五番二地先まで	変更後	変更前
		一一・〇〇 二九・八	六・一〇 八・〇
		五六六・〇	五六六・〇

(道路計画課)